

選挙運動用ポスターデジタル化法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

情報化社会が進展している。

- 情報通信技術を利用することにより、選挙運動用ポスターの記載情報が公衆の見やすい場所に設置される通信端末機器の映像面等に表示されるようにすることをもって、ポスター掲示場等における選挙運動用ポスターの掲示に代えるために講ぜられるべき措置について検討する必要がある。

- 1 政府は、選挙運動の効率化等を図るため、情報通信技術を利用することにより、選挙運動用ポスターの記載情報が公衆の見やすい場所に設置される通信端末機器の映像面等に表示されるようにすることをもって、ポスター掲示場等における選挙運動用ポスターの掲示に代えることとするかどうかの判断に資するよう、このために講ぜられるべき技術上及び制度上の措置について、この法律の施行後1年以内に、費用に対する効果の程度の観点を踏まえつつ検討を加え、その結果を公表しなければならないものとする。
- 2 1の検討の結果が公表された場合において、必要があると認められるときは、所要の法制上の措置その他の措置が講ぜられるものとする。

現 行

ポスター：
紙のポスターをポスター掲示場等に
掲示

検討の対象

ポスター：
ICTを利用した通信端
末機器への情報提供に
ついて検討

